

奈良先端科学技術大学院大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程

平成16年4月1日
規程第 23 号

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規程は、奈良先端科学技術大学院大学学則（平成16年学則第1号。以下「学則」という。）第64条及び第71条第2項の規定に基づき、入学料及び授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除（以下「入学料、授業料及び寄宿料の免除等」という。）に関し必要な事項を定める。

(対象者)

第2条 入学料の免除及び徴収猶予の対象となる者は、奈良先端科学技術大学院大学（以下「本学」という。）の博士前期課程及び博士後期課程に入学する者とし、授業料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除の対象となる者は、本学の博士前期課程及び博士後期課程の学生とする。

(申請)

第3条 入学料、授業料及び寄宿料の免除等を受けようとする者は、指定する期日までに関係書類を添えて学長に申請しなければならない。

(許可)

第4条 入学料、授業料及び寄宿料の免除等の許可は、教育推進機構に置く教育推進会議の議を経て、学長が行う。

第2章 入学料の免除等

(入学料の免除)

第5条 経済的理由により入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者には、原則として入学料の全額又は一部を免除することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる場合には、免除の対象とすることができる。

(1) 入学前1年以内において入学する者の学資を主として負担している者(以下「学資負担者」という。)が死亡し、又は入学する者若しくは入学する者の学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

(2) 前号に準ずる場合であつて、学長が相当と認める事由がある場合

2 前項の規定により入学料の免除を受けようとする者は、指定する期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

(1) 入学料免除願

- (2) 家庭状況調書
 - (3) 入学する者又は学資負担者の居住地の市区町村長が発行する所得証明書
 - (4) その他本学が必要と認める書類
- 3 第1項ただし書により入学料の免除を受けようとする者については、前項に掲げる書類に加えて、学資負担者の死亡を証明する書類又は災害の程度が判断できる証明書を提出しなければならない。
 - 4 前2項の規定にかかわらず、第1項の規定により入学料の免除を受けようとする外国人留学生については、第2項第3号及び前項に掲げる書類に代えて、本学が指定する書類を提出することができる。
 - 5 入学料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、入学料の徴収を猶予する。
 - 6 入学料の免除を許可されなかった者又は一部の免除を許可された者は、その決定が告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

(入学料の徴収猶予)

第6条 次の各号のいずれかに該当する者には入学料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により納付期限までに入学料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
 - (2) 入学前1年以内において入学する者の学資負担者が死亡し、又は入学する者若しくは入学する者の学資負担者が風水害等の災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
 - (3) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合
- 2 徴収猶予の期間は、春学期入学者においては8月末日まで、秋学期入学者においては2月末日までとする。
 - 3 第1項の規定により入学料の徴収猶予を受けようとする者は、指定する期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、免除の申請をした者については、免除の不許可又は一部免除の許可を告知した日から起算して14日以内に徴収猶予の申請を行うことができる。

- (1) 入学料徴収猶予願
 - (2) 家庭状況調書
 - (3) 入学する者又は学資負担者の居住地の市区町村長が発行する所得証明書
 - (4) その他本学が必要と認める書類
- 4 第1項第2号の規定により入学料の徴収猶予を受けようとする者については、前項に掲げる書類に加え、学資負担者の死亡を証明する書類又は災害の程度が判断できる証明書を提出しなければならない。
 - 5 前2項の規定にかかわらず、第1項の規定により入学料の徴収猶予を受けようとする外国人留学生については、第3項第3号及び前項に掲げる書類に代えて、本学が指定する書類を提出することができる。

- 6 入学料の徴収猶予を申請した者については、徴収猶予の許可又は不許可を決定するまでの間、入学料の徴収を猶予する。
- 7 入学料の徴収猶予を許可されなかった者は、その決定が告知された日から起算して14日以内に納付すべき入学料を納付しなければならない。

第3章 授業料の免除

(授業料の免除)

第7条 経済的理由により授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる者には、その者に係る授業料を免除することができる。

- 2 前項の免除の取扱いは、春学期及び秋学期の区分によるものとし、当該学期ごとに行う。
- 3 免除の額は、原則として当該学期分の授業料について、その全額又は一部とする。
- 4 第1項の規定により授業料の免除を受けようとする者は、指定する期日までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。ただし、直前の学期の授業料が未納である者については、授業料の免除を受けることはできない。
 - (1) 授業料免除願
 - (2) 家庭状況調書
 - (3) 学生又は学資負担者の居住地の市区町村長が発行する所得証明書
 - (4) その他本学が必要と認める書類
- 5 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により授業料の免除を受けようとする外国人留学生については、前項第3号に掲げる書類に代えて、本学が指定する書類を提出することができる。
- 6 授業料の免除を申請した者については、免除の許可又は不許可を決定するまでの間、授業料の徴収を猶予する。
- 7 授業料の免除を許可されなかった者又は一部の免除を許可された者は、本学が指定した期日までに、当該学期分の授業料の全額又は一部をそれぞれ納付しなければならない。

(学資負担者の死亡、災害等による免除)

第8条 次の各号のいずれかに該当する特別な事情により納付が著しく困難であると認められる者には、当該事由が発生した日の属する学期の翌学期に納付すべき授業料を免除することができる。ただし、当該事由発生時が当該学期の授業料の納付期限以前の場合においては、当該学期分の授業料を免除することができる。

- (1) 授業料の各学期ごとの納期前6月以内（新入学者に対する入学した日の属する学期分の免除に係る場合は、入学前1年以内）において学資負担者が死亡し、又は学生若しくは学資負担者が風水害等の災害を受けた場合

- (2) 前号に準ずる場合であって、学長が相当と認める事由がある場合
- 2 前項の規定により授業料の免除を受けようとする者については、前条の規定を準用する。この場合、同条第4項に掲げる書類に加えて、学資負担者の死亡を証明する書類又は災害の被害の程度が判断できる証明書を提出しなければならない。

第9条 次条又は第11条の規定により、授業料の徴収猶予の許可を受けていた者が、その期間中に退学を許可された場合は、授業料の年額の12分の1に相当する額（以下「月額計算額」という。）に退学する月の翌月から当該学期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料を免除することができる。

第4章 授業料の徴収猶予及び月割分納

(授業料の徴収猶予)

第10条 次の各号のいずれかに該当する者には授業料の徴収を猶予することができる。

- (1) 経済的理由により納付期限までに授業料の納付が困難であり、かつ、学業優秀と認められる場合
- (2) 行方不明の場合
- (3) 学生又は学資負担者が災害を受け、納付期限までに納付が困難であると認められる場合
- (4) その他やむを得ない事情があると認められる場合

2 徴収猶予は、当該学期ごとに許可するものとし、その納付期限は春学期分については8月末日まで、秋学期分については2月末日までとする。

3 第1項の規定により授業料の徴収猶予の許可を受けようとする者は、各学期の授業料の納付期限までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 授業料徴収猶予願
- (2) その他本学が必要と認める書類

(月割分納)

第11条 前条第1項第1号又は第3号に該当する者で、特別の事情がある者に対して月割分納を許可することができる。

2 月割分納は、当該学期ごとに許可するものとする。

3 月割分納額は、月割計算額とし、納付期限は毎月20日とする。

4 第1項の規定により授業料の月割分納の許可を受けようとする者は、各学期の授業料の納付期限までに、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。

- (1) 授業料月割分納願
- (2) その他本学が必要と認める書類

第5章 寄宿料の免除

(寄宿料の免除)

- 第12条 学生又は学資負担者が風水害等の災害を受け、寄宿料の納付が著しく困難であると認められる場合は、災害の発生した日の属する翌月から起算して6月間の範囲内において、納付すべき寄宿料の全額を免除することができる。ただし、その期間が翌年度にわたる場合は、翌年度当初に、翌年度分に係る免除を改めて申請しなければならない。
- 2 前項の規定により免除を受けようとする者は、次の各号に掲げる書類を提出しなければならない。
- (1) 寄宿料免除願
 - (2) 災害の被害の程度が判断できる証明書
 - (3) その他本学が必要と認める書類
- 3 前項の規定にかかわらず、第1項の規定により寄宿料の免除を受けようとする外国人留学生については、前項第2号に掲げる書類に代えて、本学が指定する書類を提出することができる。

第6章 許可の取消

(許可の取消)

- 第13条 学長は、入学料、授業料及び寄宿料の免除等を許可された者が、次の各号のいずれかに該当する場合は、教育推進機構に置く教育推進会議の議を経て、許可を取り消すことができる。
- (1) 免除等の理由が消滅した場合
 - (2) 学則第70条第2項による懲戒処分を受けた場合
 - (3) 申請について虚偽の事実が判明した場合
- 2 前項第1号又は第2号の規定により、授業料の免除の許可を取り消された場合は、月割計算額に取り消された日の属する月から当該学期の末月までの月数を乗じて得た額の授業料を、徴収猶予又は月割分納の許可を取り消された場合は、当該学期の納付すべき授業料の全額を、それぞれ速やかに納付しなければならない。
- 3 第1項第1号又は第2号の規定により、寄宿料の免除の許可を取り消された場合は、取り消された日の属する月の寄宿料を速やかに納付しなければならない。
- 4 第1項第3号の規定により入学料、授業料及び寄宿料の免除等の許可を取り消された場合は、免除された額の全額を、授業料の徴収猶予又は月割分納の許可を取り消された場合は、納付すべき授業料の全額を、それぞれ速やかに納付しなければならない。

第7章 雑則

(除籍された者に関する取扱い)

第14条 入学料又は授業料を納付しなかったため除籍された者及び死亡又は行方不明のため除籍された者の入学料、授業料及び寄宿料の取扱いについては、国立大学法人奈良先端科学技術大学院大学債権債務管理及び出納事務取扱規程（平成16年規程第73号）第22条に定めるとおりとする。

(雑則)

第15条 この規程に定めるもののほか、入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成21年3月26日から施行し、この規程による改正後の奈良先端科学技術大学院大学入学料、授業料及び寄宿料の免除等に関する規程の規定は、平成21年3月1日から適用する。

附 則

この規程は、平成21年10月29日から施行する。

附 則

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。